

徳島県が保有する特定個人情報等の適正管理に関する基本方針

(目次)

- 第1条 目的
 - 第2条 定義
 - 第3条 適用範囲
 - 第4条 管理体制
 - 第5条 特定個人情報等の取扱い
 - 第6条 安全管理措置
 - 第7条 委託等に伴う措置
 - 第8条 法令遵守及び取扱基準等の策定
 - 第9条 事案の発生に対する対応
 - 第10条 評価及び見直しの実施
 - 第11条 徳島県情報セキュリティポリシー等との調整
- 附則

(目的)

第1条 この基本方針は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第10条第2項に規定する実施機関が保有する個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な管理のために必要な措置を講ずるに当たり、基本的な事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基本方針で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(適用範囲)

第3条 この基本方針は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき実施機関が所掌する事務の遂行上取り扱う特定個人情報等について、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報等であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものを対象とする。

(管理体制)

第4条 実施機関は、保有する特定個人情報等の適正な管理を行うための組織体制を確立するものとする。

(特定個人情報等の取扱い)

第5条 実施機関は、番号利用法及び条例に定めるところにより特定個人情報等の収集、保管、利用及び提供を行うとともに、保有する必要がなくなった特定個人情報等については、確実かつ速やかに廃棄又は消去する。

(安全管理措置)

第6条 実施機関は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適正な管理のために、次に掲げる安全管理措置を講ずるものとする。

- (1) 人的安全管理措置 特定個人情報等を取り扱う事務に従事する職員に対する必要な教育や適切な監督等の人的な対策を講ずる。
- (2) 物理的安全管理措置 特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域の管理や

特定個人情報等を取り扱う電子計算機その他の情報機器及び公文書の管理について物理的な対策を講ずる。

- (3) 技術的安全管理措置 特定個人情報等を取り扱う情報システムへのアクセス制御，不正アクセス等による被害の防止や通信経路における情報漏えい等の防止のための技術的な対策を講ずる。

(委託等に伴う措置)

第7条 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託する場合，委託先（再委託先を含む。）において，番号利用法に基づき実施機関自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

- 2 前項の規定は，指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合であって，当該公の施設の管理業務に伴い特定個人情報等を取り扱うこととなる場合に準用する。

(法令遵守及び取扱基準等の策定)

第8条 実施機関は，関係する法令，条例及びこの基本方針等を遵守するとともに，第6条に規定する安全管理措置を講ずるに当たり，特定個人情報等の取扱いに関する事項を具体的に明記した取扱基準等を策定するものとする。

(事案の発生に対する対応)

第9条 実施機関は，特定個人情報等の漏えい等安全確保の上で問題となる事案の発生又は発生のおそれを把握した場合に，適切かつ迅速に対応するための体制を整備し，当該対応の手順等を策定するものとする。

(評価及び見直しの実施)

第10条 実施機関は，特定個人情報等の適正な取扱いが確保されていることを検証するために，定期的に又は必要に応じて監査及び自己点検を実施するものとする。

- 2 実施機関は，前項の監査又は自己点検の結果等を踏まえ，必要があると認めるときは，特定個人情報等の安全管理措置等を見直し，その改善に努めるものとする。

(徳島県情報セキュリティポリシー等との調整)

第11条 徳島県情報セキュリティポリシーその他情報システムに係るセキュリティ対策について特別の定めがある場合には，この基本方針に定めるもののほか，当該特別の定めによるものとする。

附 則

この基本方針は，平成27年12月1日から施行する。